基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年四月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十五日

茨城県稲敷市下太田四六六三番一五号

エヌアイパックス株式会社

代表取締役　吉田　泰之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十五日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目七番一号

株式会社バリューデザイン

代表取締役　尾上　徹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月九日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一・五九三六二五四九八〇〇七九六八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十五日

福井市西木田三丁目五番一号

ダイワ物産株式会社

代表取締役　井上　栄治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十五日

東京都中央区京橋三丁目七番五号

株式会社實業之日本社

代表取締役　増田　義和

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年四月二十六日です。

平成二十八年三月二十五日

石川県金沢市下堤町二五番地

金証不動産株式会社

代表取締役　北村　完次

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十五日

名古屋市中川区露橋二丁目一二番二六号

ワタナベホールディングス株式会社

代表取締役　渡邊　英二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十五日

三重県伊賀市四十九町二三九七番地

森下弁柄工業株式会社

代表取締役　福井　敏雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十五日

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目四番二五号フルーレ新大阪四〇六号

國松運輸興業株式会社

代表取締役社長　宮﨑　隆史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十五日

福岡県久留米市宮ノ陣町若松一番地の九

株式会社ニシケン

代表取締役　長崎　学

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十八年三月二十五日

鹿児島市中山町八〇二番地　株式会社丸広

代表取締役　香川　雅生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田村弘康及びアンソニー・マスロウスキが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十五日

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号青葉台ヒルズ七階

Emulex Limited

日本における代表者　田村　弘康

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルービン・ベンジャミンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二番五号クルスビル三階

Ｐｏｓｔｍｏｒｅ　Ｉｎｃ.

日本における代表者

ルービン・ベンジャミン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である周强及び張雯雯が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十五日

東京都渋谷区南平台町一六番二八号グラスシティ渋谷六階

Ｔ－ＳＭＡＲＴ　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ　ＰＴＥ.Ｌ　ＴＤ.

日本における代表者　周　强

限定承認公告

本籍福島県二本松市木幡字下境五〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市北竹谷町二丁目三〇番地メゾン・ド・マニフィーク三〇三号

被相続人　亡　朝倉　正良

右被相続人は平成二十七年七月四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十一日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十五日

福島県福島市松川町字北諏訪原四一番地二

藤ハイツ二〇一

相続財産管理人　木嶋　海璃

限定承認公告

本籍東京都千代田区神田神保町三丁目一三番地一、最後の住所千葉県松戸市六高台四丁目九三番地六実マンション二〇九号

被相続人　亡　竹内　基

右被相続人は平成二十七年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十四日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十五日

千葉県松戸市六高台四丁目九三番地六実マンション二〇九号

限定承認者　竹内　サヨ

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市甲子園口五丁目五八番地、最後の住所京都府宇治市木幡南山八五番地の五七

被相続人　亡　永野　重仁

右被相続人は平成二十八年一月三日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十六日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十五日

京都府宇治市木幡南山八五番地の五七

相続財産管理人　永野　智子

限定承認公告

本籍福岡県北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目六番、最後の住所奈良市西大寺国見町一丁目二番七一六号

被相続人　亡　尾﨑　房子

右被相続人は平成二十七年八月三日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十五日

大阪市北区西天満一－一〇－一四西天満あさひビル五Ｆ梅田法律事務所

相続財産管理人高岡登

右代理人弁護士　西村　雄大